

県内介護サービス事業所を運営する法人代表者 様

鳥取県福祉保健部長  
(公 印 省 略)

鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱の一部改正及び  
令和8年度交付申請について

本県の高齢者保健福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記補助金について、別添のとおり交付要綱を改正しましたので御承知ください。

また、本補助金の交付を希望される場合は、下記のとおり交付申請をお願いします。

## 記

### 1 改正の概要

補助事業に「地域の体制づくり支援事業（通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の支援）」を追加

### 2 申請方法

法人ごとに事業所分を取りまとめの上、メールにて次の書類を担当に御提出ください。

- (1) 交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1-1号）
- (3) 所要額内訳書（様式第1-2号・様式第1-3号）
- (4) 収支予算書（様式第2号）

### 3 申請期限

令和8年11月30日（月）

(担当)

ささえあい福祉局長寿社会課

介護人材確保・制度担当 福田

電 話：0857(26)7689

ファクシミリ：0857(26)8168

電子メール：fukudayuu@pref.tottori.lg.jp